

令和6年度 前橋市監査年間実施計画

前橋市監査委員監査基準第7条第1項の規定に基づき、令和6年度の監査年間実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

前橋市監査委員監査基準第1条第1項の規定に基づき、監査、検査、審査等の行為は、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的に実施する。

2 計画策定の考え方

監査年間実施計画は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況及び監査資源等を総合的に勘案し、策定する。

3 監査等の種類・対象及び実施期間

監査等の種類は、定期監査、随時監査（工事監査）、行政監査、財政援助団体・出資団体及び公の施設の指定管理者監査、決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率等の審査、例月出納検査とする。

監査等の対象及び実施時期は、別紙「令和6年度監査年間実施計画表」に定めたとおりとする。

4 リスクの識別と対応等

監査委員は、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、適切に監査等を実施する。

5 監査等の実施体制等

監査委員は、監査対象所属等の関係人の出頭及び帳簿、書類その他の記録の提出を求め、説明の聴取と現場実査等を実施する。また、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査対象所属等の関係書類及び現場管理の状況の調査や、必要に応じ、担当者などへの説明の聴取等を行わせるものとする。

そのほか監査等の実施に当たっては、前橋市監査委員監査基準に基づき実施するものとする。

6 監査等の結果の決定と公表

各監査の結果に関する報告、意見及び勧告の決定は、監査委員の合議により行い、これを市議会、市長、関係のある行政委員会等に提出し、かつ、公表する。

また、各審査の意見の決定は、合議により行い、これを市長に提出し、かつ、公表する。更に、例月出納検査は、監査委員により検査した結果を市議会、市長に提出し、かつ、公表する。

7 監査の措置報告と公表

市長等は、監査結果に基づき又はこれを参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知する。この場合、監査委員は、当該通知に係る事項を公表する。